

相談・紛争解決体制の整備について

○平成28年4月の障害者差別解消法の施行にあわせて、障がい者差別解消に係る相談・紛争解決体制を整備

【障害者差別解消法】

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【相談体制】

○県下全域での相談体制を構築

①当事者からの相談窓口【地域相談員】

- ・差別と思われる事案について、当事者及びその関係者からまず直接相談を受けける窓口の役割として、「地域相談員」を県から委嘱。
- ・現在市町村から委嘱され活動している既存の身体障害者相談員、知的障害者相談員を「地域相談員」として位置づける。 ←既存相談員の活用促進
※ただし、現状においても障がい者に係る相談全般の業務を行っているため、新たな業務の追加ではなく、既存の業務中での対応とし、差別解消に係る業務も実施する旨位置づけることについて、県から委嘱あるいは依頼する形とする。
(このため、本業務について新たに報酬等を増やすなどの対応はしない)

※なお、県や市町村を相手方とする事案については、県窓口（県障害福祉課）、市町村窓口でも受け付けるものとする。

②高度・専門的な相談窓口【広域専門相談員】

- ・「地域相談員」で解決できない法令等高度・専門的な知識を必要とする事案や市町村単位を越える広域調整を必要とする事案について対応する「広域専門相談員」を県として配置。
- ・広域専門相談員は、直接当事者からの相談を受け付けるのではなく、地域相談員から連絡を受けて対応することとする。
- ・なお、広域専門相談員とは別に、法律関係事項については岐阜県弁護士会、医療関係事項については岐阜県医師会に協力いただく体制をとる。
- ・広域専門相談員が対応してもなお解決しない事案については、別途設置する調整委員会に諮ることとし、委員会での検討にあたっての事前調査等は広域専門相談員が行うこととする。

※広域専門相談員の設置については、県直接雇用ではなく、福祉の相談業務についてノウハウを持っている団体への委託とする予定。

【紛争解決体制】

○障がい者に対する差別解消に係る事案について、広域専門相談員においても解決しない事案等について調査審議し、必要に応じてあっせん、助言等を行う機関として、「岐阜県障がい者差別解消調整委員会」を設置

※なお、先行県等が条例に基づき実施することとしている、調整委員会のあっせん・助言に従わなかった場合の都道府県知事の勧告の予定はなし。

→障がいのある人とない人との共生を進め、できるだけ両者の対立軸を際立たせることのないよう、本県においては当面助言、あっせんまでの取扱いとする。

(平成 28 年度以降の実例を踏まえて、必要に応じて今後検討)

＜委員会の所掌事務＞

・広域専門相談員からの申し出に基づく障がい者への差別に係る事案に対する助言又はあっせん

※なお、あっせん、助言に係る調査審議にあたって必要な事前調査等については、広域専門相談員が行うこととする。

・その他障がい者への差別に関して必要と認められる事項の調査・審議

＜メンバー（案）＞

・障がい者団体、学識経験者（法律の専門家を含む）等

※必要に応じて、弁護士その他の専門家を呼ぶことができるものとする。

※現行の「岐阜県障がい者差別解消体制検討委員会」委員（10名）を中心に選定予定

＜開催頻度＞

・調査審議すべき事案があった場合に、必要に応じて開催

※具体的事案に係る検討の他、障がい者に対する差別に係る相談事案全般の分析・評価なども実施